



公共施設 病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校																		
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×																
	図書館等																		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等																		
	神社、寺院、教会等																		
	病院	×	×																
	公衆浴場、診療所、保育所等																		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等																		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲																
	自動車教習所	×	×	×	×	▲													
工場 ・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	×	×	▲	▲	▲	▲												
	建築物附属自動車車庫	▲	▲	▲	▲	▲	▲												
		一団地の敷地内について別に制限あり																	
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×												
	畜舎（15 m <sup>2</sup> を超えるもの）	×	×	×	×	▲													
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、 建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50 m <sup>2</sup> 以下	×	▲	▲	▲														
	危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場	×	×	×	×	▲	▲	▲	▲	▲									
	危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	▲							
	危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	危険性が大きいか又は著しく環境 を悪化させる恐れがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	自動車修理工場	×	×	×	×	▲	▲	▲	▲	▲									
	火薬、石油類、ガス などの危険物の貯 蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	×	×	▲	▲												
量が少ない施設		×	×	×	×	×	×	×	×										
量がやや多い施設		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
量が多い施設		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要																		

- ※1 本表は建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。
- ※2 地区計画及び特別業務地区の制限により、本表で建てられる用途のものでも特別に制限を課している地区があります。
- ※3 マージャン屋、ぱちんこ屋等は、本表で建てられる用途制限であっても風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律の規制により営業を制限される場合があります。